

令和4年3月18日  
門 真 市

金入り設計書（積算書）の  
情報提供を希望される皆様へ

金入り設計書（積算書）の情報提供の取扱いについて（お  
知らせ）

門真市では、平成28年2月1日より金入り設計書（積算書）を門真市情報公開条例に基づく公文書開示請求の対象としておりましたが、金入り設計書（積算書）の開示請求者の利便性の向上を図るため、令和4年4月1日からホームページ掲載による情報提供とします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1 対象とする案件

令和4年度以降の電子入札システムによる建設工事及び建設工事に関する業務委託の金入り設計書（積算書）にかかる入札時の金入り設計書（積算書）で、契約締結済みのものを対象（入札によらない随意契約案件は対象外）とします。

なお、対象案件以外の金入り設計書（積算書）については、従前のおり公文書開示請求の手続きにより対応するものとします。

### 2 ホームページによる情報提供の時期

#### (1) 当該案件が、契約締結後から翌年度末までの期間

金入り設計書（積算書）のうち、一式計上の積算内訳書までを情報提供します。・・・①

#### (2) 2(1)を経過した日から、4ヵ年度末までの期間

金入り設計書（積算書）全てを情報提供します。・・・②

※情報提供できない単価情報等が含まれる場合は、当該部分をマスキング加工

する場合があります。

### 3 情報提供の方法

- (1) ①については、契約締結後3週間以内に、ホームページ掲載の「一部」に格納します。
- (2) ②については、2(1)を経過した日以降の初めの4月末までに、ホームページ掲載の「全部」に格納します。

### 4 その他留意事項

※ 知り得た情報は、門真市以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における一次利用に限るものとし、有償無償にかかわらず「第三者への提供行為」を行わないでください。

※ 令和3年度以前の金入り設計書（積算書）については、従前のとおり、門真市情報公開条例に基づく公文書開示請求としますので、ご了承ください。

#### 問合せ先

##### 【情報提供の取扱いについて】

門真市 総務部 総務課 電話 06-6902-5746

門真市 環境水道部 経営総務課 電話 06-6903-3131

##### 【金入り設計書（積算書）の取扱いについて】

門真市まちづくり部 地域整備課 電話 06-6902-6311

道路公園課 電話 06-6902-6603

公共建築課 電話 06-6902-6053

門真市 環境水道部 工務課 電話 06-6903-2123

下水道整備課 電話 06-6903-4492

**従前：令和4年度の建設工事、業務委託等の金入り設計書（積算書）**

〔例示〕 告示日：R4.4.13 入札日：R4.5.12 契約締結日：R4.6.1

	【部分開示】	【全部開示】
【不開示】 契約締結前 〔～R4.5.31〕	内訳書（一式まで） 〔R4.6.1～R6.3.31〕 契約締結後の開示請求受理後 2週間	内訳書（単価表含む） 〔R6.4.1～〕 令和6年度の開示請求受理後 2週間



**変更：令和4年度の建設工事、業務委託等の金入り設計書（積算書）**

〔例示〕 告示日：R4.4.13 入札日：R4.5.12 契約締結日：R4.6.1

	【情報提供一部】	【情報提供】
【情報提供なし】 契約締結前 〔～R4.5.31〕	内訳書（一式まで） 〔R4.6.1～ R6.3.31〕 契約締結後 3週間以内に ホームページに掲載	内訳書（単価表含む） 〔R6.4.1～ R10.3.31〕 令和6年度の 4月末までに ホームページに掲載



※単価表を含む金入り設計書（積算書）の情報提供期間は、4ヵ年度末までとします。